

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		違反することが明らかな建築物に対する緊急の必要がある場合における施工の停止命令
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		第9条第10項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課 (電話：048-829-1534)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (事業ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		